

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和5年3月24日（令和5年（行情）諮問第277号）

答申日：令和6年3月27日（令和5年度（行情）答申第871号）

事件名：特定のインタビューに係る参加者・編集者間のやり取りに関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年9月20日付け20220818公開経第13号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、平成27年7月29日付で請求内容に記載の「電機業界の失敗を繰り返してはならない」と題する文書が公開されているが、このインタビューや文書作成がなされるまでの参加者・編集者間のやり取りに関する文書は存在しているはずである。開催日時や参加者及び編集者とのやり取り、例えば、メールやファックスによるやり取りが存在しているはずである。出張手当や報酬に関する文書も存在しているはずである。もし、廃棄されている場合は、廃棄年月日を明確にしていきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

(1) 審査請求人は、令和4年8月15日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月18日付けでこれを受け付けた。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、経済産業省ではこれを保有していないため、法9条2項の規定に基づき、原処分を行った。

(3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平

成26年法律第68号)4条1号の規定に基づき、令和4年12月21日付けで、諮問庁に対し、原処分を取り消し、請求対象文書を改めて特定し開示することを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

## 2 審査請求に係る行政文書

本件対象文書は、平成27年7月29日付けで、インターネットに掲載公開された当時の特定ものづくり政策審議室長のインタビューや文書作成がなされるまでの参加者・編集者間のやりとりに関する文書である。

## 3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書は、経済産業省では、開示請求時点において保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示とする原処分を行った。

## 4 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は、処分庁が、経済産業省では本件対象文書を開示請求時点において保有していないため不開示とした原処分を取り消し、請求対象文書を改めて探索して開示することを求めているので、以下、経済産業省での本件対象文書の保有の有無について、具体的に検討する。

- (2) 本件開示請求は、平成27年7月29日付けで、インターネットに掲載公開された当時の特定ものづくり政策審議室長のインタビューや文書作成がなされるまでの参加者・編集者間のやりとりに関する文書の開示を求めているところ、諮問庁において改めて本件対象文書の保有の有無について検討したところ、請求対象文書は、当時の経済産業省文書管理規則(平成23年4月1日)(以下「管理規則」という。)15条1項による別表第1の備考の五により、当時の文書管理者が、保存期間1年未満と設定することが適切と判断した文書であり、本件開示請求時点においては既に廃棄済みであるため、経済産業省では当該文書を保有していない。

また、本件審査請求を受けて、改めて経済産業省の担当部署において、書架、書庫及び共有フォルダ等を探索したものの、その存在を確認することはできなかった。

したがって、経済産業省では本件開示請求時点において本件対象文書を保有しておらず、不開示とした原処分は妥当である。

## 5 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性

を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和6年3月8日 審議
- ④ 同月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分を取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 開示請求書に記載された記事（以下「本件記事」という。）は、特定メディアが本件記事公開当時のものづくり政策審議室長に取材し作成されたものと思われる。本件開示請求は、本件記事の作成・公開までの間に本件記事の作成・公開のために行われた経済産業省職員と特定メディアとの間のやり取りに関する文書の開示を求めるものと解した。

イ 仮に、本件対象文書が作成又は取得されているとすれば、その時期は、本件記事の公開時以前になると考えられる。当該時期に有効であった管理規則15条によれば、文書管理者は、管理規則の別表第1に基づき標準文書保存期間基準を定め、保存期間の設定においては、公文書等の管理に関する法律2条6項にいう歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当するとされた行政文書にあつては、1年以上の保存期間を定めるものとされている。

ウ 上記アにいう、本件記事の作成・公開のために経済産業省職員と特定メディアとの間のやり取りに関する文書については、本件記事の作成・公開の準備のために短期的に使用することを前提としたものであり、歴史公文書等に該当する性質のものではない。また、当該文書は、管理規則の別表第1において保存期間が定められた種類の行政文書のいずれにも該当しないことから、担当部署の文書管理者の判断でその保存期間を1年未満に設定し、本件記事が公開された年度又はその翌年度に不要となり、廃棄済みである。

エ 審査請求人は、上記第2の2において、出張手当や報酬に関する文書の存在を主張しているが、上記アで述べたように、本件記事に係る取材対応は公務として行われたものと考えられるため、当該取材対応に伴い特定メディアから報酬の支払を受けることはなく、当該報酬に関する文書は作成も取得もしておらず、保有していない。また、本件記事に係る取材対応のための出張の事実及び関連文書の存在は確認できなかった。

オ 本件審査請求を受け、念のため、担当部署の書架、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったものの、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から管理規則の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)イ及びウの諮問庁の説明のとおりであると認められる。本件記事の作成・公開に係る経済産業省職員と特定メディアとの間で行われたやり取りに関する文書は既に廃棄済みであり、取材対応の報酬に関する文書は作成も取得もしておらず、取材対応のための出張に関する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)ウ及びエの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。また、上記(1)オの探索の範囲についても、特段の問題があるとは認められない。他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

原処分の不開示理由について、「上記1. に該当する行政文書は、経済産業省では、開示請求時点において保有していないため。」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象文書を保有して

いるとは認められず，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書）

平成27年7月29日付で次の括弧書の「電機業界の失敗を繰り返してはならない」と題する文書が公開されているが、このインタビューや文書作成がなされるまでの参加者・編集者間のやりとりに関する文書。

「「電機業界の失敗を繰り返してはならない」－経済産業省 特定職員氏製造マネジメントインタビュー（以下省略）」